

御来庁の皆様へ

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除後における 感染拡大防止のための建築指導課窓口に関する手続きの御案内

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、緊急事態宣言の解除後も引き続き窓口の一部の業務を、郵送、メール等で受け付けております。

なお、郵送やメール等をする際には、事前に各担当にお電話くださいますようお願い申し上げます。

皆様には御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

※手数料の納付を伴う確認申請等は、引き続き窓口にて業務を行います。

※来客者による混雑を回避するための対応です。郵送等により届出可能な書類については、各担当にお電話にて御確認ください。

郵送、メール等で受け付けを行っている業務

意匠・指導・構造・設備担当

1 建築基準法上の道路相談のインターネット受付について

- ・道路種別は、i-マッピーで御確認いただけます。

<i-マッピーQRコード>→

<i-マッピーURL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

- ・道路相談は、インターネットで受付しています。

なお、御相談に対する回答については、電話にて回答させていただきますので御了承ください。

<道路相談QRコード>→

<道路相談URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kakunin/sodan/soudan-flow.html#douro>

なお、御相談に対する回答については、電話にて回答させていただきますので御了承ください。

2 本市に建築確認申請等をする建築相談について

- ・建築相談は、従来通り下記まで電話にてお問い合わせください。

※指定確認検査機関へ建築確認申請を提出される場合は、申請先の指定確認検査機関に直接お問い合わせください。

- ・具体的な建築相談等は、インターネットで受付しています。

なお、御相談に対する回答については、電話にて回答させていただきますので御了承ください。

<建築相談QRコード>→

<建築相談URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kakunin/sodan/soudan-flow.html#kyoka>



3 郵送で御提出いただける届出等

下記の提出書類に関しては、まず、提出書類を送付する前に電話で御確認ください。

記載内容等に不備がないか確認するため、事前に提出予定書類の原本の写しをメールで御送付いただくようお願いします。

郵送で御提出いただける届出等

- ・ 確認申請図書の差替え等補正
- ・ 用途変更の完了届
- ・ 除却届
- ・ 仮設許可変更承認
- ・ 工事監理者及び工事施工者選任届
- ・ 工事監理業務及び工事施工業務の請負契約締結証明書
- ・ 名義変更届
- ・ 軽微な変更手続きの届出書
- ・ 取り下げ届の提出
- ・ 構造計算適合判定図書(副本)
- ・ 山留め工事の施工計画書等（指定確認検査機関で確認を受けた物件を含む）
- ・ コンクリート工事施工計画書、杭工事施工結果報告書等（横浜市で確認を受けた物件のみ）

【問い合わせ先】

建築指導課 意匠担当 045-671-4552
指導担当 045-671-4531
構造担当 045-671-4536
設備担当 045-671-4538

【届出等送付先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎 25階
横浜市建築局建築指導課 意匠・指導・構造・設備担当宛

【建築予約相談送付先】

- ・ 建築相談に関する相談
建築指導課 意匠・指導担当メールアドレス：kc-yoyakusodan@city.yokohama.jp
- ・ 構造に関する相談
建築指導課 構造担当メールアドレス：kc-kozo@city.yokohama.jp
- ・ 建築設備に関する相談
建築指導課 設備担当メールアドレス：kc-setsubi@city.yokohama.jp

建築安全担当

1 郵送で御提出いただける届出等

- ・定期報告書等（届出を含む）

送付先：

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎 25階

横浜市建築局建築指導課 定期報告受付窓口宛

※報告受理票の送付を御希望の方は返信用封筒（郵便切手を貼付し、送付先を明記したもの）を同封してください。

- ・老朽建物関係書類

送付先：

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎 25階

横浜市建築局建築指導課 建築安全担当宛

連絡先：045-671-4539

2 定期報告の概要書閲覧について

閲覧のために窓口でお待たせする時間を短縮するため、閲覧方法を以下の手順で行いますので、御協力をお願いいたします。

(1) 下記QRコードにアクセスいただき、＜定期報告その他様式＞のうち、「1. 第1号様式/定期報告の概要書閲覧票」をダウンロード

(2) メール件名を「定期報告の概要書閲覧票について」とし、(1)に必要な事項を記入したデータを、下記メールアドレス宛に事前に送付ください。

※昇降機の確認番号、検済番号を概要書閲覧と併せて知りたい方は、概要書閲覧票の「閲覧理由」欄に、その旨を御記入ください。

(3) 閲覧の準備が出来次第、御連絡いたしますので、窓口までお越しください。

＜定期報告 QR コード＞→



＜定期報告URL＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kakunin/dl/dl.html#setubi>

【問い合わせ先】

メールアドレス：【建築物・建築設備・防火設備の申込み】kc-anzen@city.yokohama.jp

【昇降機・遊戯施設の申込み】kc-setsubi@city.yokohama.jp

設備担当

1 既存昇降機改修の改修時に必要な手続きについて

従来の窓口での受け付けに代わり、提出方法を以下の手順で行いますので、御協力をお願いします。

- (1) 下記アドレスにアクセスいただき、「14. 定期報告書式→<昇降機>11. 建築基準法第 12 条 5 項の規定の基づく報告書（既存昇降機等改修）」をダウンロード
- (2) メール件名を「既存昇降機の改修報告について」とし、(1)に必要な事項を記入したデータ及びその他必要資料を、下記メールアドレス宛に事前に送付ください。

※必要事項記入にあたっての注意事項

ア 管理者などの押印は不要（原紙提出時は必要となります）

イ 不明項目は空欄のまま構いません（後日、メールで回答させていただきます）

- (3) 窓口での原紙の提出時期については、随時HPで公開いたします。

<12 条 5 項 URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kakunin/dl/dl.html#setubi>

【送付先及び問い合わせ先】

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 横浜市庁舎 25 階

横浜市建築局建築指導課 設備担当宛

連絡先：045-671-4538

メールアドレス kc-setsubi@city.yokohama.jp